

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成25年

## 目 次

議案第 82 号	市道路線の認定について……………	1
議案第 83 号	不動産の取得について……………	6
議案第 84 号	不動産の取得について……………	13
議案第 85 号	負担付き寄附による不動産の受納について……………	21
議案第 86 号	負担付き寄附による不動産及び助成金の受納について……………	28
議案第 87 号	スポーツ事業に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	38
議案第 88 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	39
議案第 89 号	鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について……………	40
議案第 90 号	鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について……………	46
議案第 91 号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第 92 号	鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	50
議案第 93 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
議案第 94 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
議案第 95 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第7号）……………	56
議案第 96 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）……………	65
議案第 97 号	平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	70
議案第 98 号	平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）……………	75
議案第 99 号	平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	78
議案第 100 号	平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	81
議案第 101 号	平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	84
報告第 20 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	87
報告第 21 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	88
報告第 22 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	89
報告第 23 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	90

議案第 82 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成25年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

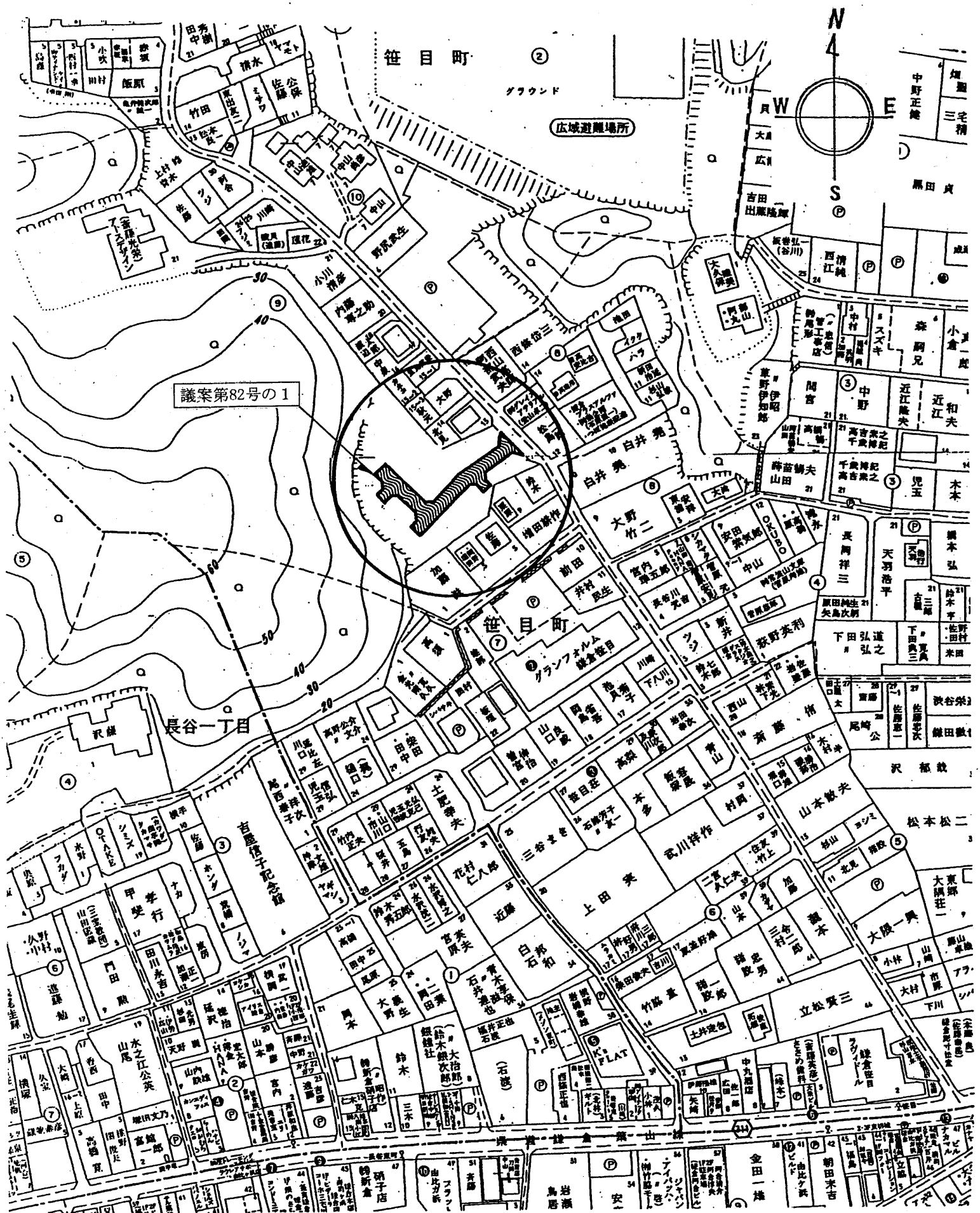
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	笹目町	330番34	笹目町	330番37	5.01～9.55	67.75	439.45	12
2	浄明寺 二丁目	541番3	浄明寺 三丁目	7番1	3.59～4.55	24.39	95.24	13

# 案内図

図面番号 12

凡例  認定箇所

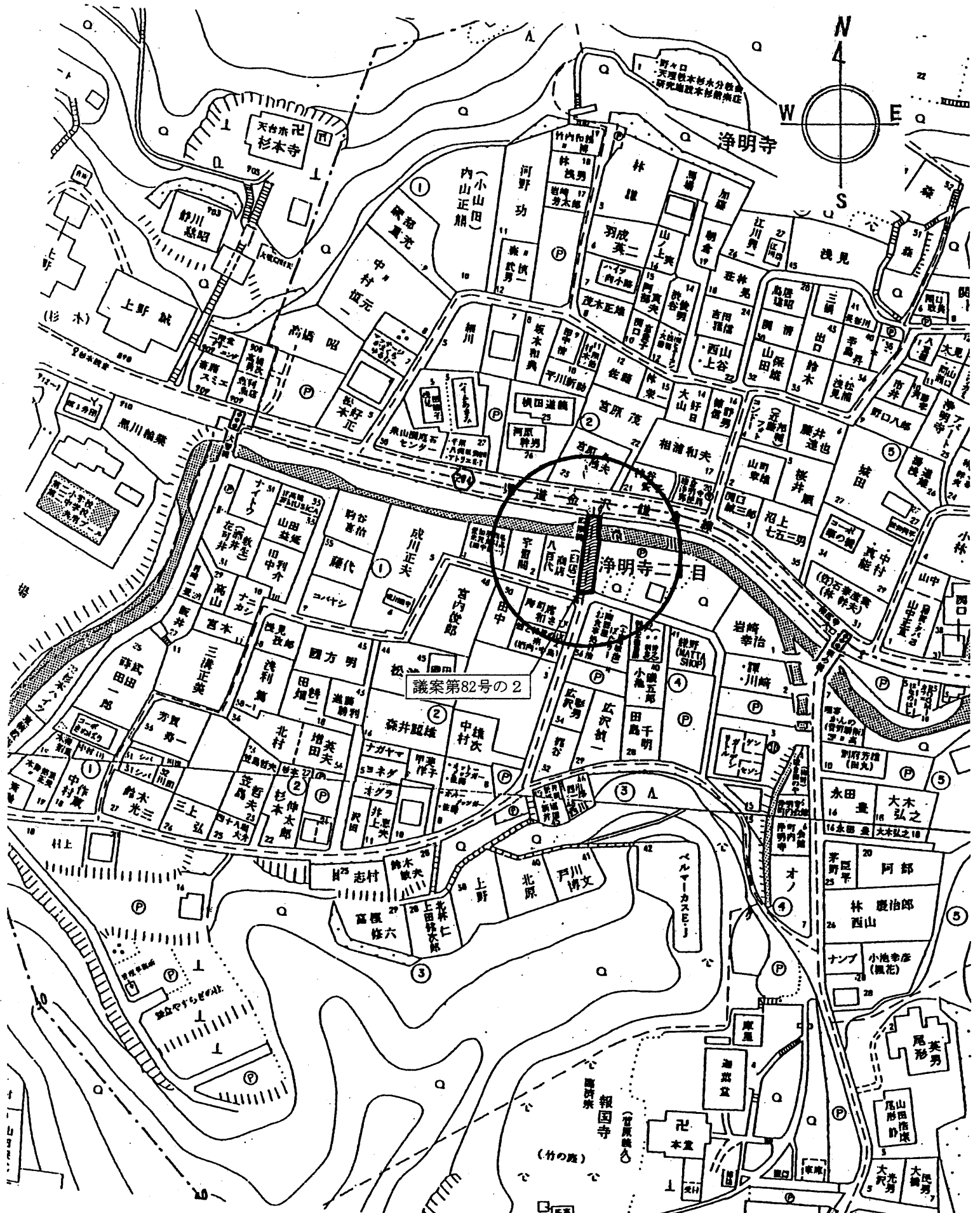




# 案内図

図面番号 13

凡例  認定箇所





議案第 83 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成25年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2424番 外41筆	山林外	19,318.74㎡ (約5,843.9坪)	19,318.74㎡ (約5,843.9坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 403,761,666円

3 所有者 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 中井 加明三



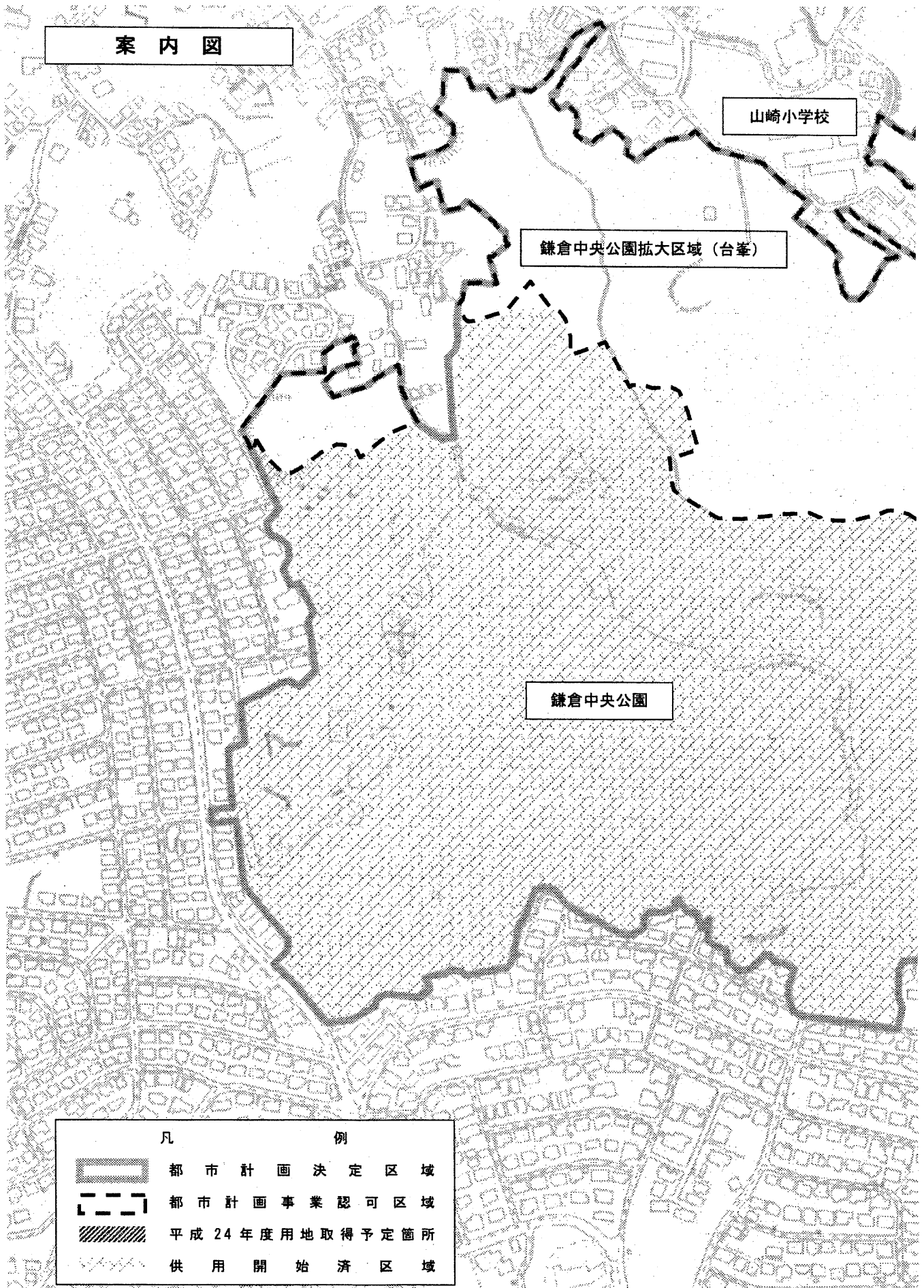
別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市山崎字倉久保2424番	山林	1,203.00	1,203.00
2	鎌倉市山崎字倉久保2425番	田	208.00	208.00
3	鎌倉市山崎字倉久保2426番	田	198.00	198.00
4	鎌倉市山崎字倉久保2427番	田	138.00	138.00
5	鎌倉市山崎字倉久保2428番	田	198.00	198.00
6	鎌倉市山崎字倉久保2429番	田	284.00	284.00
7	鎌倉市山崎字倉久保2433番	田	218.00	218.00
8	鎌倉市山崎字倉久保2435番	田	360.00	360.00
9	鎌倉市山崎字倉久保2544番	山林	1,507.00	1,507.00
10	鎌倉市山崎字台峯2545番	山林	396.00	396.00
11	鎌倉市山崎字台峯2546番	宅地	310.74	310.74
12	鎌倉市山崎字台峯2547番	山林	793.00	793.00
13	鎌倉市山崎字台峯2548番	山林	816.00	816.00
14	鎌倉市山崎字台峯2549番	畑	115.00	115.00
15	鎌倉市山崎字台峯2550番	畑	1,047.00	1,047.00
16	鎌倉市山崎字台峯2551番イ	畑	826.00	826.00
17	鎌倉市山崎字台峯2551番2	山林	238.00	238.00
18	鎌倉市山崎字台峯2552番	山林	370.00	370.00
19	鎌倉市山崎字台峯2553番	山林	690.00	690.00
20	鎌倉市山崎字台峯2554番	山林	327.00	327.00
21	鎌倉市山崎字台峯2555番	畑	109.00	109.00
22	鎌倉市山崎字台峯2556番	山林	1,636.00	1,636.00
23	鎌倉市山崎字台峯2557番	畑	62.00	62.00
24	鎌倉市山崎字台峯2565番	畑	66.00	66.00
25	鎌倉市山崎字台峯2567番	山林	33.00	33.00
26	鎌倉市山崎字台峯2570番	山林	1,388.00	1,388.00
27	鎌倉市山崎字台峯2572番	畑	241.00	241.00
28	鎌倉市山崎字台峯2573番1	畑	363.00	363.00
29	鎌倉市山崎字台峯2573番2	畑	1,590.00	1,590.00
30	鎌倉市山崎字台峯2574番	畑	92.00	92.00

	所在地番	地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	取得面積(m <sup>2</sup> )
31	鎌倉市山崎字台峯2575番	畑	66.00	66.00
32	鎌倉市山崎字台峯2578番	畑	928.00	928.00
33	鎌倉市山崎字台峯2579番	山林	208.00	208.00
34	鎌倉市山崎字台峯2580番	畑	704.00	704.00
35	鎌倉市山崎字台峯2583番	山林	317.00	317.00
36	鎌倉市山崎字台峯2594番	山林	327.00	327.00
37	鎌倉市山崎字台峯2695番	畑	142.00	142.00
38	鎌倉市山崎字台峯2696番	畑	89.00	89.00
39	鎌倉市山崎字台峯2697番	畑	85.00	85.00
40	鎌倉市山崎字台峯2701番	田	152.00	152.00
41	鎌倉市山崎字台峯2702番	田	280.00	280.00
42	鎌倉市台字西ノ台1841番	原野	198.00	198.00
	合計	—	19,318.74	19,318.74



案内图



山崎小学校

鎌倉中央公園拡大区域(台峯)

鎌倉中央公園

凡 例



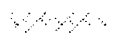
都市計画決定区域



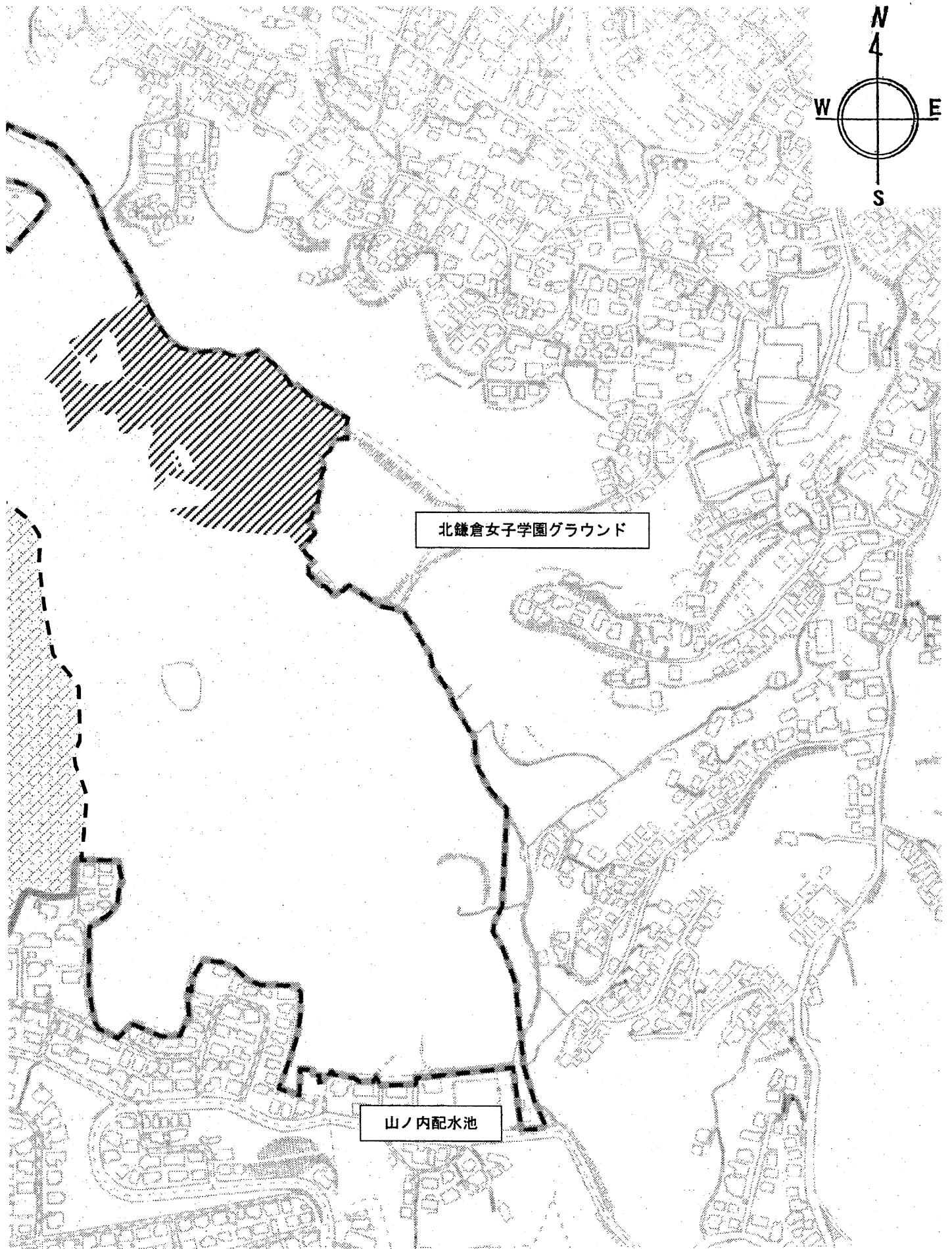
都市計画事業認可区域



平成24年度用地取得予定箇所



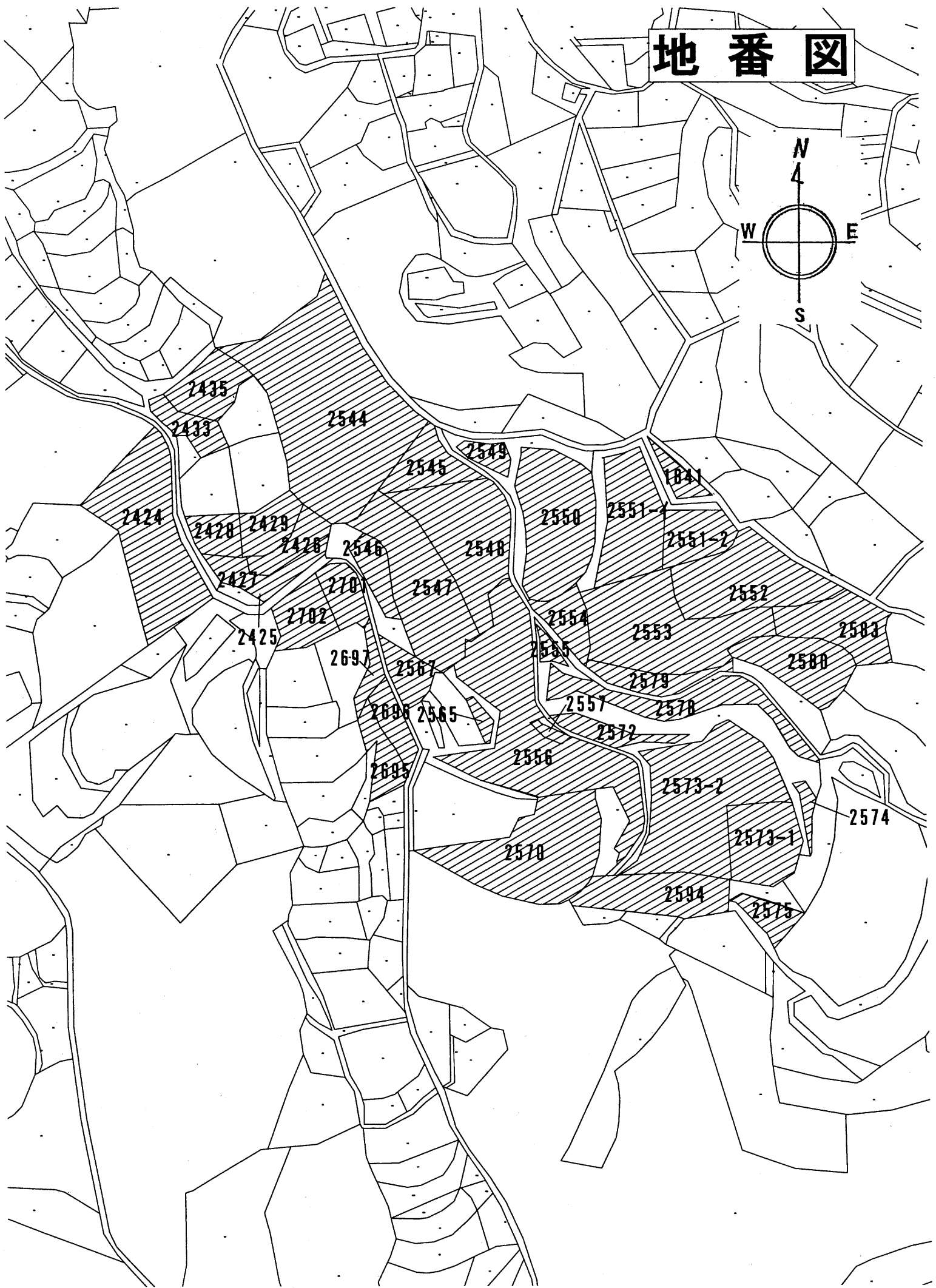
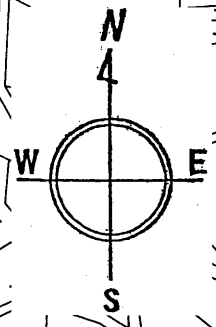
供用開始済区域



北鎌倉女子学園グラウンド

山ノ内配水池

# 地番図



議案第 84 号

不動産の取得について

世界遺産ガイダンス施設の用地及び建物として、次のとおり取得するものとする。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地（竹木、景石等を含む。）

(1) 所在地番

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27 外4筆	宅地外	6,785.24㎡ (約2,052.5坪)	6,812.63㎡ (約2,060.8坪)

別紙一覧表のとおり

(2) 取得価格 328,157,305円

2 取得建物（備品、什器等を含む。）

(1) 所在地 鎌倉市扇ガ谷一丁目26番地27、同45番地2

(2) 家屋番号 26番27

(3) 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建

(4) 取得面積 1,137.77㎡

(5) 取得価格 155,137,695円

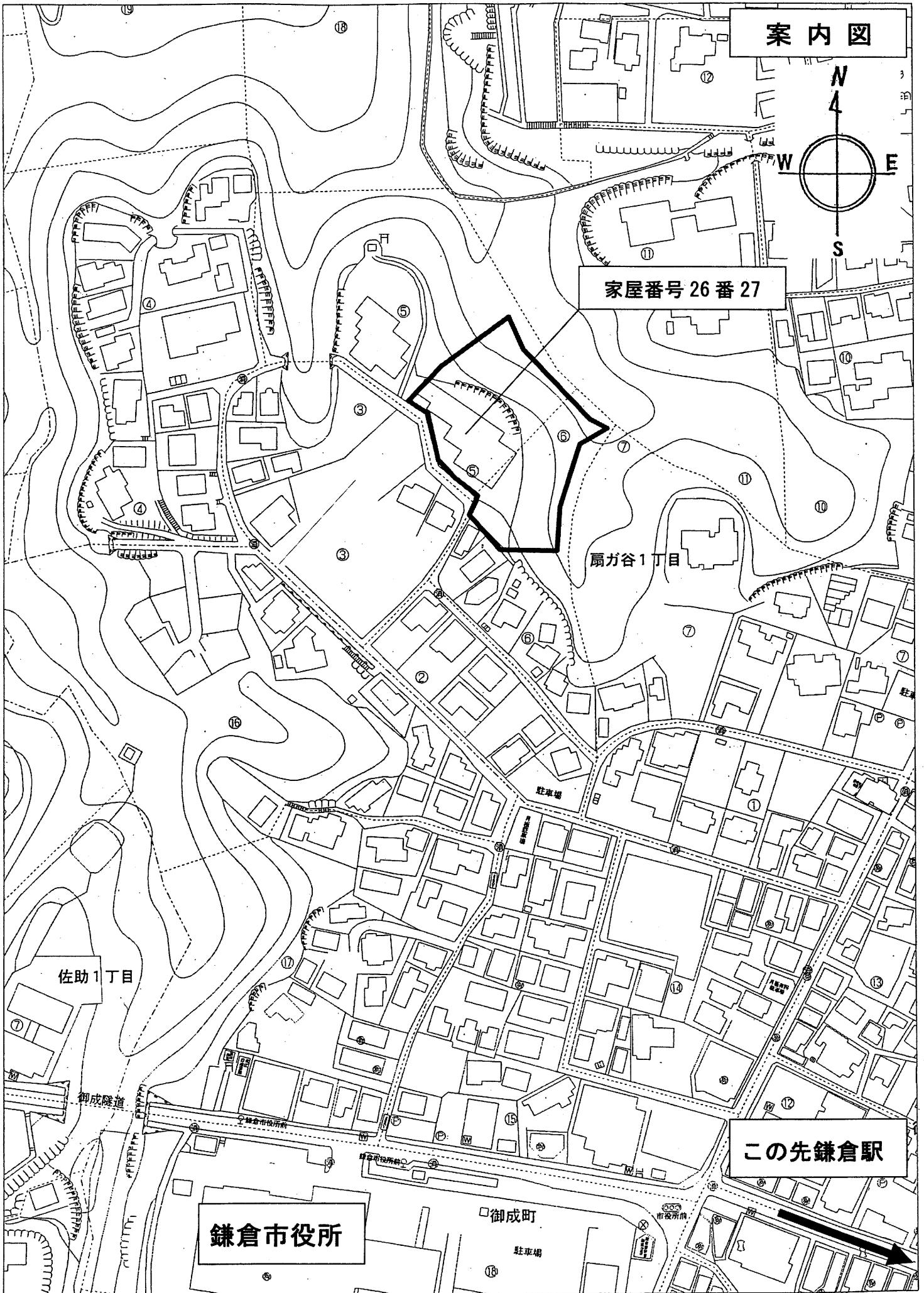
3 所有者

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

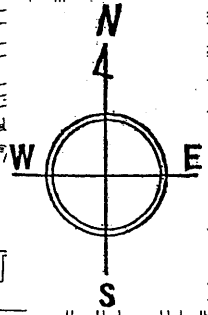


別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27	宅地	1,847.82	2,806.17
2	鎌倉市扇ガ谷一丁目45番2	山林	347.00	
3	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番93	宅地	3.42	3.42
4	鎌倉市扇ガ谷一丁目39番11	保安林	178.00	4,003.04
5	鎌倉市扇ガ谷一丁目39番27	保安林	4,409.00	
	合計	—	6,785.24	6,812.63



案内図



家屋番号 26番 27

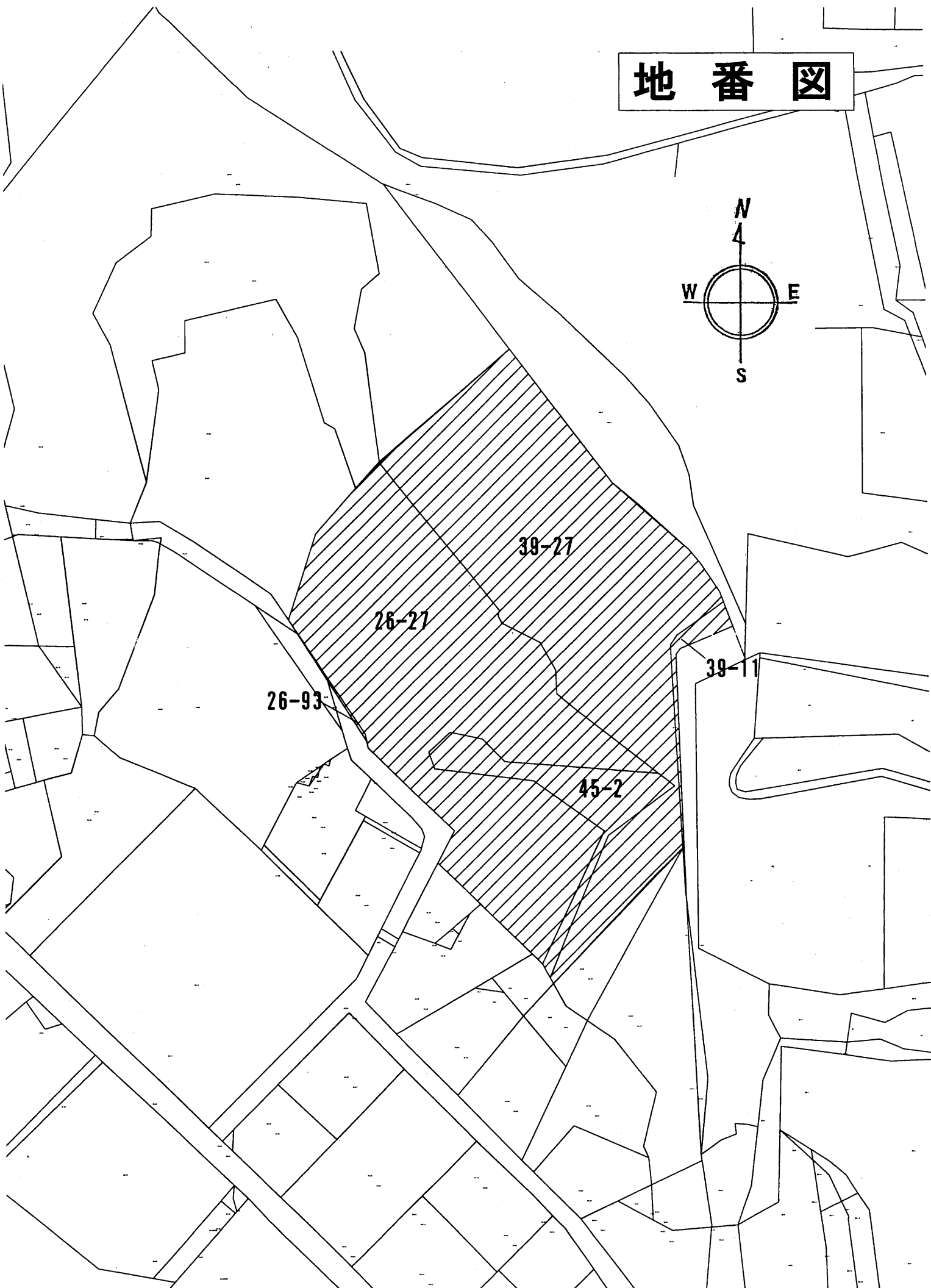
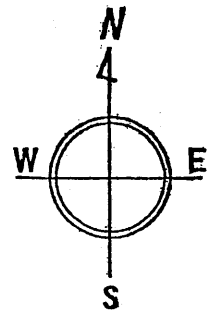
扇方谷1丁目

佐助1丁目

鎌倉市役所

この先鎌倉駅

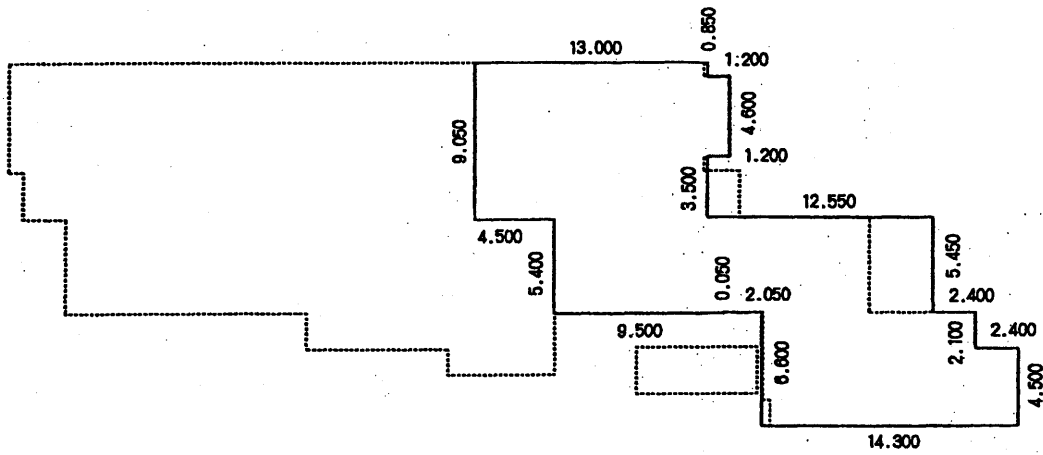
# 地番図



家屋番号 26番27 各階平面図

1 / 3

地下1階



(単位：m)

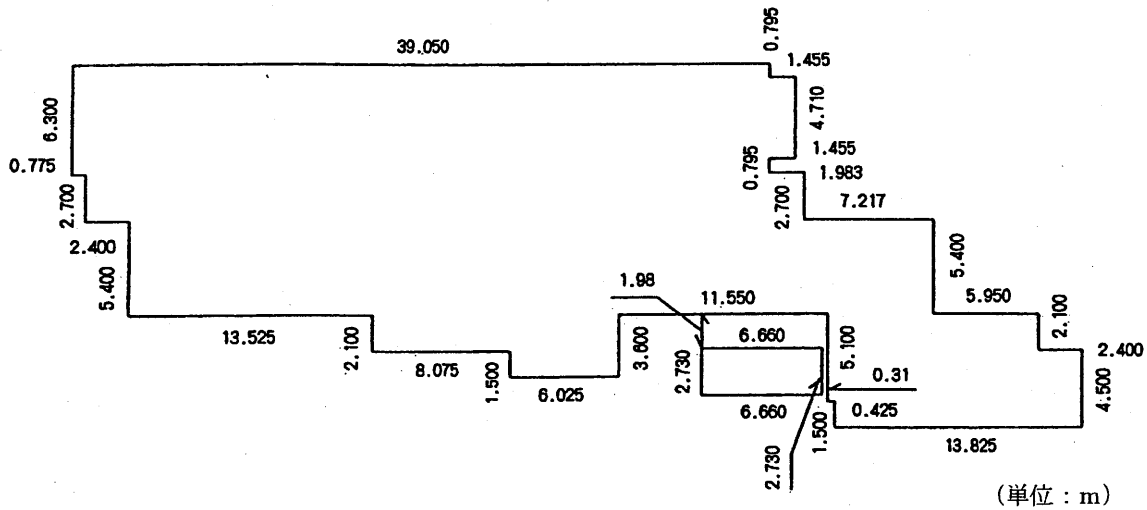
求 積 表

14.300 × 4.500	=	64.350000
11.900 × 2.100	=	24.990000
9.500 × 0.050	=	0.475000
21.050 × 5.350	=	112.617500
25.550 × 0.100	=	2.555000
13.000 × 3.500	=	45.500000
14.200 × 4.600	=	65.320000
13.000 × 0.850	=	11.050000

合 計 326.857500

床面積 326.85 m<sup>2</sup>

1階



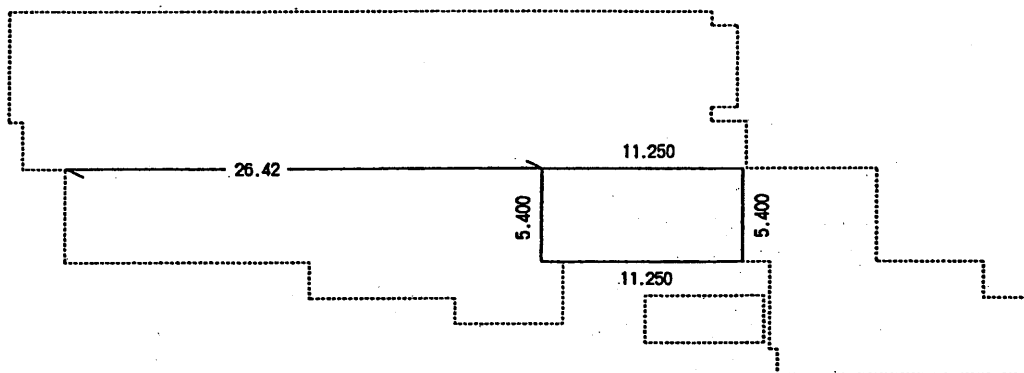
求 積 表

13.825 ×	1.500	=	20.737500
14.250 ×	3.000	=	42.750000
6.025 ×	1.500	=	9.037500
14.100 ×	2.100	=	29.610000
11.850 ×	2.100	=	24.885000
45.075 ×	5.400	=	243.405000
40.258 ×	2.700	=	108.696600
39.050 ×	0.795	=	31.044750
40.505 ×	4.710	=	190.778550
39.050 ×	0.795	=	31.044750
6.660 ×	2.730	=	18.181800

---

合 計	750.171450
床面積	750.17 m <sup>2</sup>

2階



(単位 : m)

求 積 表

$$11.250 \times 5.400 = 60.750000$$

合 計 60.750000

床面積 60.75 m<sup>2</sup>

議案第 85 号

負担付き寄附による不動産の受納について

次のとおり、土地等を負担付きの寄附として受納するものとする。

平成25年 2 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 寄附の目的

鎌倉市の文化財保護及び世界遺産登録に向けた取組の用途に供するため。

2 寄附の対象

(1) 土 地

所在地番	地目	公簿面積
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番89	宅地	1,556.44㎡
鎌倉市扇ガ谷一丁目39番20	保安林	669.00㎡
合 計		2,225.44㎡

(2) 竹 木 等

上記記載の土地に附属する竹木及び工作物等

### 3 負担の内容

鎌倉市は、平成24年11月7日付で締結した「扇ガ谷一丁目の土地、建物の寄附及び売買に関する基本事項合意書」に基づき、同基本事項合意書第2条に規定する土地及び建物を取得すること。

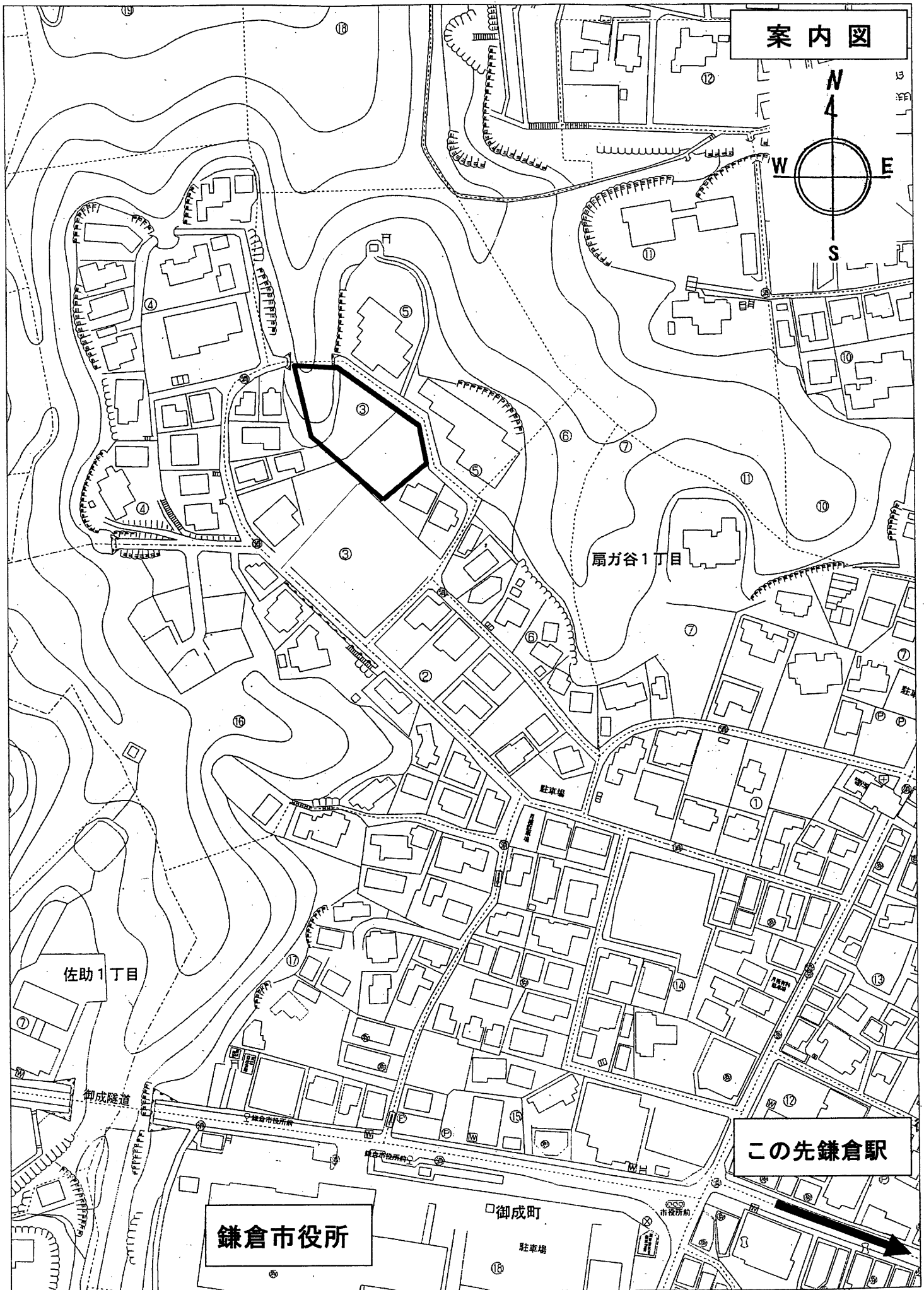
### 4 寄附者

東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22

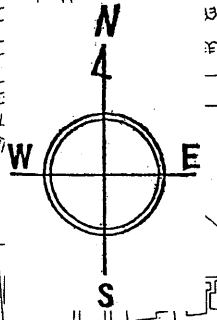
センチュリーアセットマネジメント株式会社

代表取締役 今野 裕二郎





案内図



扇谷1丁目

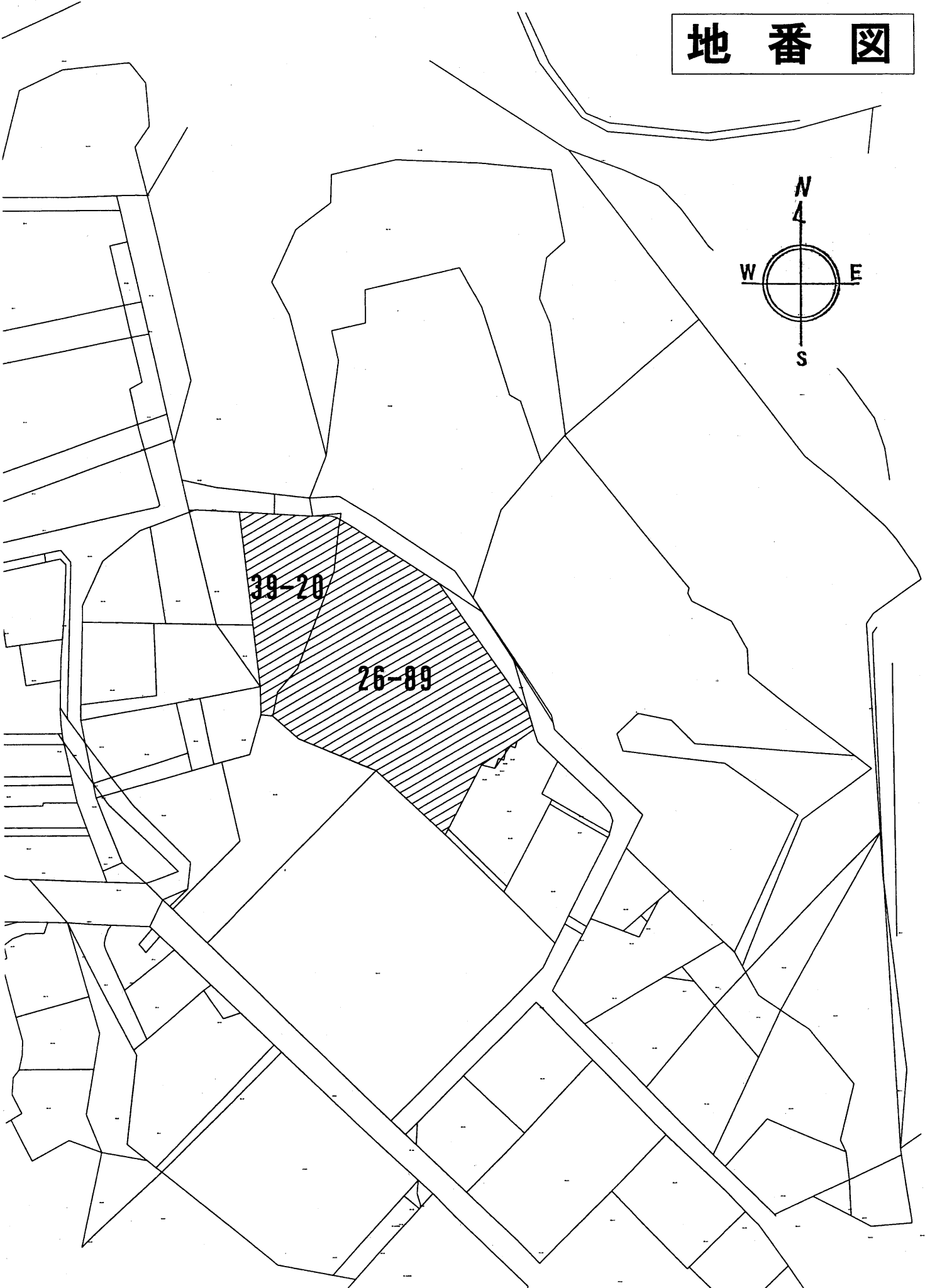
佐助1丁目

鎌倉市役所

御成町

この先鎌倉駅

# 地番図



扇ガ谷一丁目の土地、建物の寄附及び売買に関する基本事項合意書

鎌倉市（以下「甲」という。）、一般財団法人センチュリー文化財団（以下「乙」という。）、センチュリーアセットマネジメント株式会社（以下「丙」という。）及び未成年被後見人 XXXXXXXXXX（以下「丁」という。）は、甲が計画する「世界遺産ガイダンス施設、（仮称）鎌倉博物館」の施設整備に向けて、その方法として、乙及び丙は、その所有する後記関係条項記載の土地及び建物を甲に寄附するとともに、乙は施設整備費助成金を甲に寄附し、甲は、丁が所有する後記関係条項記載の土地及び建物を買い取ることをとする。各当事者は、今後、これらが実現するよう誠意をもって互いに協力して行動する。

なお、甲が乙及び丙から土地及び建物並びに、乙から施設整備費助成金の寄附を受けるに当たっては、また、甲が丁から土地及び建物を買い取る契約を締結するに当たっては、地方自治法第96条所定の議会の議決を要するため、寄附及び契約締結は、鎌倉市議会の議決を得たうえで行うものとする。甲は、所要の議会の議決を得るため、誠意をもって行動する。

鎌倉市議会の議決を得たうえ締結される、乙及び丙が、その所有する土地及び建物並びに施設整備費助成金を甲に寄附し、甲が、丁が所有する土地及び建物を買い取る旨の契約の概要は、全当事者間の合意による変更がない限り、以下の第1条から第5条に規定するとおりとする。

（甲が寄附を受ける物件）

第1条 乙及び丙は、所有する次に示す土地及び建物を甲に寄附をし、鎌倉市議会の議決を得られた場合には、甲はこれを受けものとする。

(1) 寄附を受ける土地（地積は公簿による。）

地 番	地 積	地 目	所有者
鎌倉市扇ガ谷一丁目 2 6 番 1 4	2,082.17 m <sup>2</sup>	宅地	乙
2 6 番 5 0	15.85 m <sup>2</sup>	宅地	乙
2 6 番 5 7	307.91 m <sup>2</sup>	宅地	乙
2 6 番 9 8	656.95 m <sup>2</sup>	宅地	乙
3 3 番 4	3.30 m <sup>2</sup>	宅地	乙
3 3 番 7	91.51 m <sup>2</sup>	宅地	乙
3 3 番 1 2	94.31 m <sup>2</sup>	宅地	乙
2 6 番 8 9	1,556.44 m <sup>2</sup>	宅地	丙
3 9 番 2 0	669.00 m <sup>2</sup>	保安林	丙
2 6 番 2	196.45 m <sup>2</sup>	宅地	乙
2 6 番 6 7	81.00 m <sup>2</sup>	公衆用道路	乙

26番74	959.25 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番75	142.19 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番88	1,710.00 m <sup>2</sup>	宅地	乙
39番88	0.89 m <sup>2</sup>	保安林	乙

(2) 寄附を受ける乙所有の建物（床面積は公簿による。）

所在	床面積
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番57	1階 194.27 m <sup>2</sup>
	2階 148.50 m <sup>2</sup>
26番88	1階 267.56 m <sup>2</sup>

2 乙及び丙が所有する前項の土地及び建物に付属する竹木、景石、備品及び什器等についても、甲が寄附を受けるものとする。

（甲が買取りをする物件）

第2条 甲は、鎌倉市議会の議決を得られた場合には、丁所有の次に示す土地及び建物の買取りをするものとする。

(1)買取りをする土地（地積は公簿による。）

地番	地積	地目
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27	1,847.82 m <sup>2</sup>	宅地
26番93	3.42 m <sup>2</sup>	宅地
39番11	178.00 m <sup>2</sup>	保安林
39番27	4,409.00 m <sup>2</sup>	保安林
45番2	347.00 m <sup>2</sup>	山林

(2)買取りをする建物（床面積は公簿による。）

所在	床面積
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27	1階 750.17 m <sup>2</sup>
	2階 60.75 m <sup>2</sup>
	地下1階 326.85 m <sup>2</sup>

2 丁が所有する前項の土地及び建物に付属する竹木、景石、備品及び什器等については、土地及び建物に付帯するものとして取り扱う。

（買取り価格）

第3条 前条に規定する物件の買取り価格については、甲の諸手続きを経て甲が丁に提示し、両者が協議し確定するものとする。

（施設整備費助成金）

第4条 乙は、鎌倉市議会の議決を得られた場合には、施設整備費助成金として金15億円を甲に納入するものとする。

(宗教施設等)


第5条 「合鋸稻荷」等の宗教関連施設については、第1条及び第2条に規定する土地及び建物の所有権が甲に移転する時までに、乙の責任において合祀又は移転等を完了させるものとする。


(疑義)


第6条 本基本事項合意書に定めのない事項の取扱い又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁において協議し定めるものとする。





以上、本基本事項合意書の成立を証するため、正本を4通作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自保有する。

平成24年11月7日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇  


乙 東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22  
一般財団法人センチュリー文化財団  
理事長 清水 章  


丙 東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22  
センチュリーアセットマネジメント株式会社  
代表取締役 今野 裕二郎  


丁   
未成年被後見人   
未成年後見人   


議案第 86 号

負担付き寄附による不動産及び助成金の受納について

次のとおり、土地、建物、助成金等を負担付きの寄附として受納するものとする。

平成25年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 寄附の目的

鎌倉市の文化財保護及び世界遺産登録に向けた取組の用途に供するため。

2 寄附の対象

(1) 土 地

所在地番	地目	公簿面積
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番2 外12筆	宅地外	6,341.78㎡

別紙一覧表のとおり

(2) 建 物

建 物 (ア)	所在地	鎌倉市扇ガ谷一丁目 26 番地 57、同 33 番地 4、同 33 番地 7、 同 33 番地 12
	家屋番号	26 番 57
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
	面積	1 階 : 194.27 m <sup>2</sup> 2 階 : 148.50 m <sup>2</sup> 合計 : 342.77 m <sup>2</sup>

建 物 (イ)	所在地	鎌倉市扇ガ谷一丁目 26 番地 88
	家屋番号	26 番 88
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	面積	267.56 m <sup>2</sup>

(3) 竹 木 等

上記記載の土地及び建物に附属する竹木及び工作物等

(4) 施設整備費助成金

1,500,000,000円

3 負担の内容

鎌倉市は、平成24年11月7日付で締結した「扇ガ谷一丁目の土地、建物の寄附及び売買に関する基本事項合意書」に基づき、同基本事項合意書第2条に規定する土地及び建物を取得すること。

4 寄 附 者

東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22

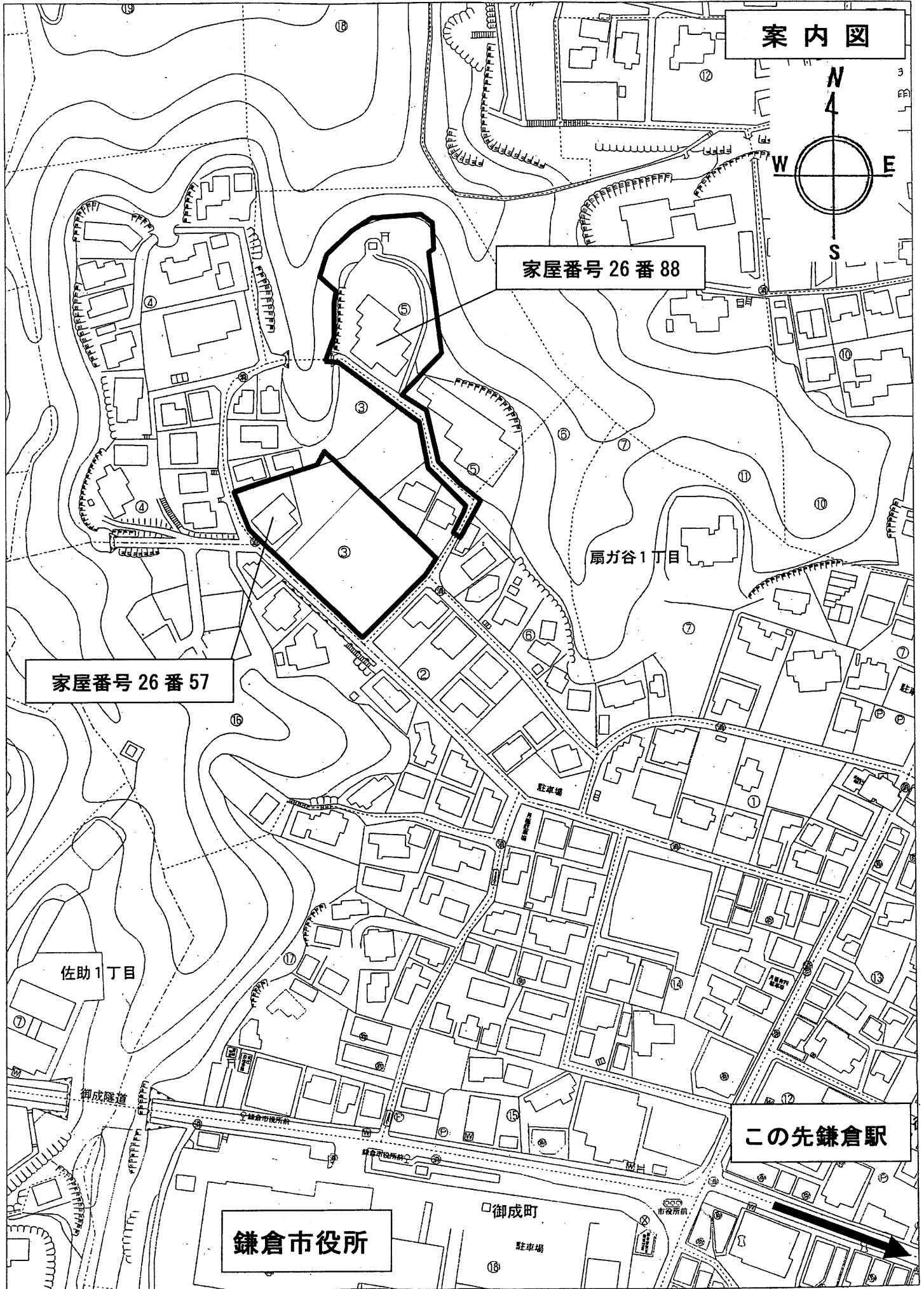
一般財団法人センチュリー文化財団

理事長 清 水 章

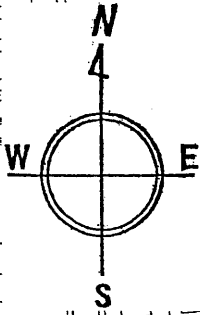
別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )
1	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番2	宅地	196.45
2	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番14	宅地	2,082.17
3	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番50	宅地	15.85
4	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番57	宅地	307.91
5	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番67	公衆用道路	81.00
6	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番74	宅地	959.25
7	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番75	宅地	142.19
8	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番88	宅地	1,710.00
9	鎌倉市扇ガ谷一丁目26番98	宅地	656.95
10	鎌倉市扇ガ谷一丁目33番4	宅地	3.30
11	鎌倉市扇ガ谷一丁目33番7	宅地	91.51
12	鎌倉市扇ガ谷一丁目33番12	宅地	94.31
13	鎌倉市扇ガ谷一丁目39番88	保安林	0.89
	合計	—	6,341.78





案内図



家屋番号 26 番 88

家屋番号 26 番 57

扇方谷 1 丁目

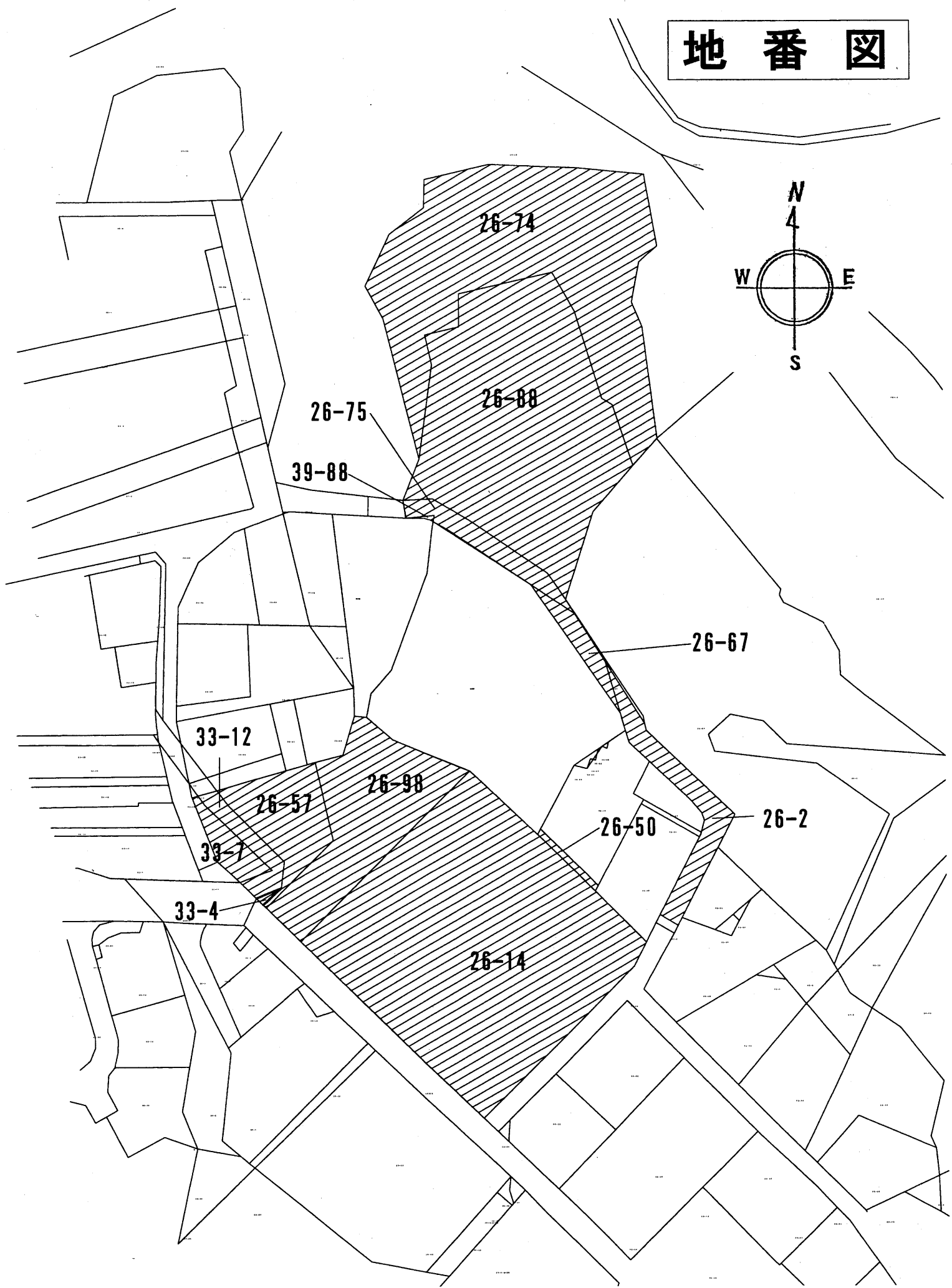
佐助 1 丁目

この先鎌倉駅

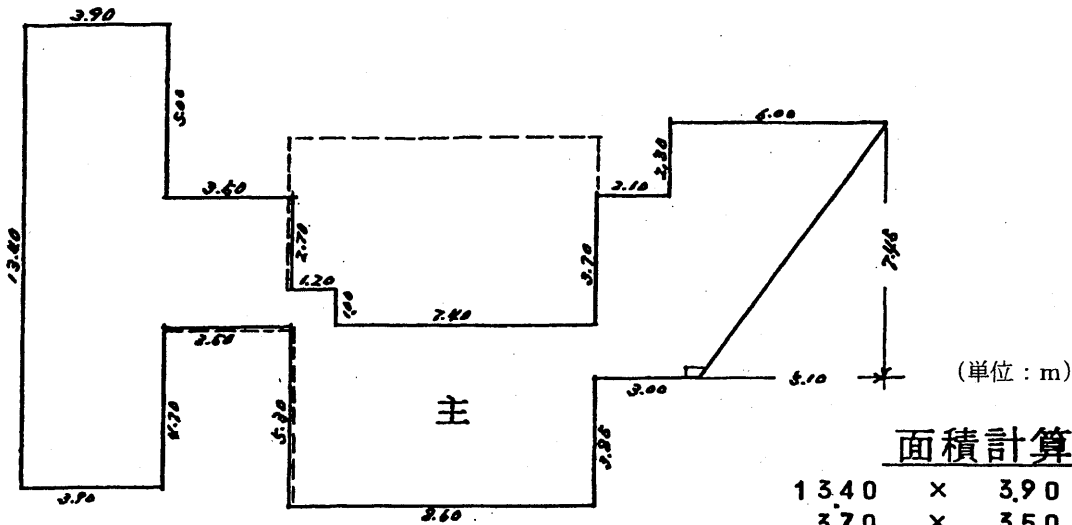
鎌倉市役所

御成町

# 地番図



家屋番号 26番57 各階平面図

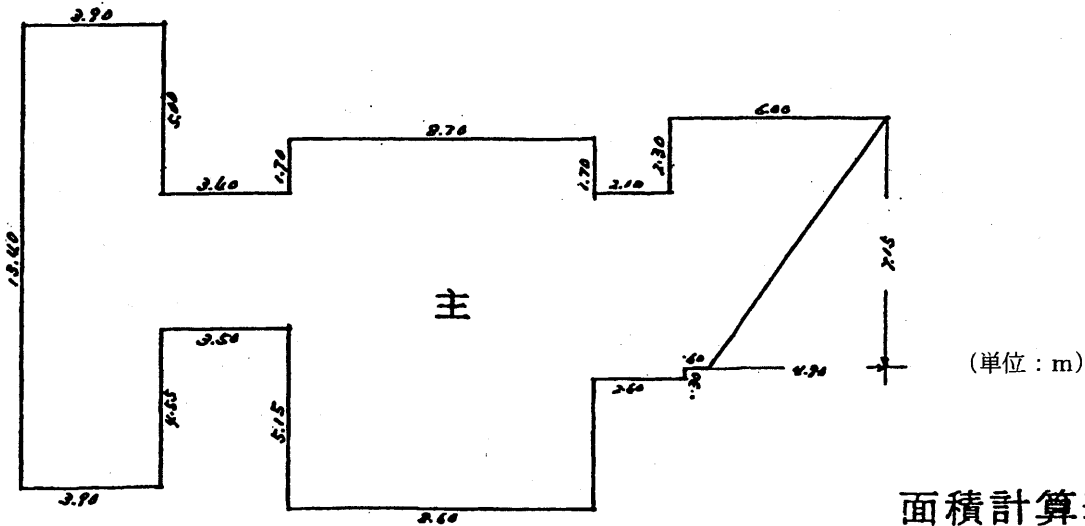


(単位：m)

面積計算表

13.40	×	3.90	=	52.26
3.70	×	3.50	=	12.95
6.30	×	1.20	=	7.56
5.30	×	7.40	=	39.22
5.15	×	2.10	=	10.815
7.45	×	0.90	=	6.705
7.45	×	5.10 ÷ 2	=	18.9975
				<u>148.5075 m<sup>2</sup></u>

2階床面積 148.50 m<sup>2</sup>



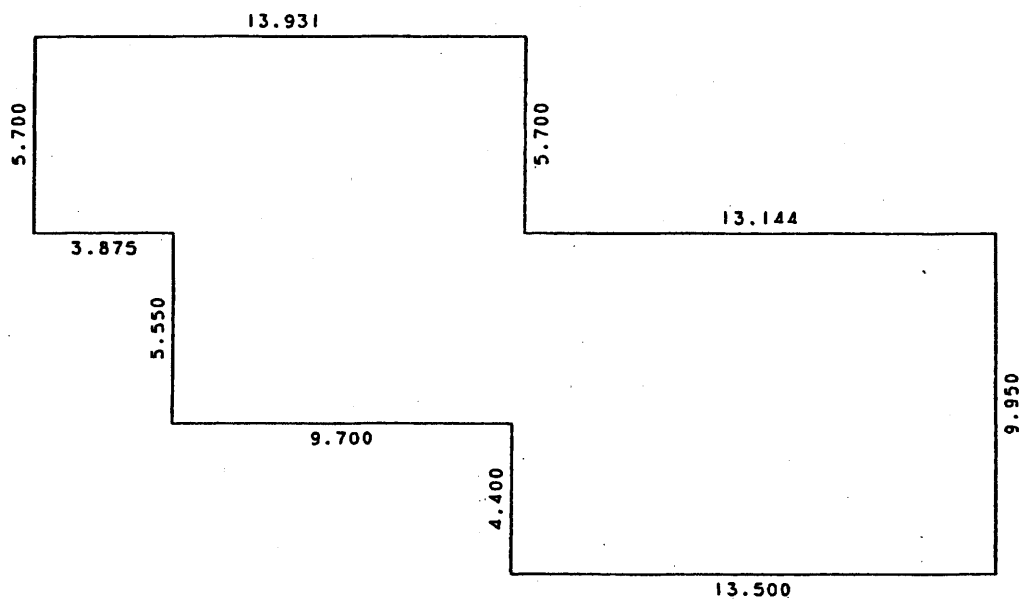
(単位：m)

面積計算表

13.40	×	3.90	=	52.26
3.85	×	3.40	=	13.09
5.55	×	0.10	=	0.555
10.70	×	8.60	=	92.02
5.15	×	2.10	=	10.815
7.45	×	0.50	=	3.725
7.15	×	0.60	=	4.29
7.15	×	4.90 ÷ 2	=	17.5175
				<u>194.2725 m<sup>2</sup></u>

1階床面積 194.27 m<sup>2</sup>

家屋番号 26番88 各階平面図



(単位：m)

求 積 表

$5.700 \times 13.931$	=	79.406700
$5.550 \times 23.200$	=	128.760000
$4.400 \times 13.500$	=	59.400000
合 計		267.566700
床面積		267.56 m <sup>2</sup>

扇ガ谷一丁目の土地、建物の寄附及び売買に関する基本事項合意書

鎌倉市（以下「甲」という。）、一般財団法人センチュリー文化財団（以下「乙」という。）、センチュリーアセットマネジメント株式会社（以下「丙」という。）及び未成年被後見人 XXXXXXXXXX（以下「丁」という。）は、甲が計画する「世界遺産ガイダンス施設、（仮称）鎌倉博物館」の施設整備に向けて、その方法として、乙及び丙は、その所有する後記関係条項記載の土地及び建物を甲に寄附するとともに、乙は施設整備費助成金を甲に寄附し、甲は、丁が所有する後記関係条項記載の土地及び建物を買い取ることとする。各当事者は、今後、これらが実現するよう誠意をもって互いに協力して行動する。

なお、甲が乙及び丙から土地及び建物並びに、乙から施設整備費助成金の寄附を受けるに当たっては、また、甲が丁から土地及び建物を買い取る契約を締結するに当たっては、地方自治法第96条所定の議会の議決を要するため、寄附及び契約締結は、鎌倉市議会の議決を得たうえで行うものとする。甲は、所要の議会の議決を得るため、誠意をもって行動する。

鎌倉市議会の議決を得たうえ締結される、乙及び丙が、その所有する土地及び建物並びに施設整備費助成金を甲に寄附し、甲が、丁が所有する土地及び建物を買い取る旨の契約の概要は、全当事者間の合意による変更がない限り、以下の第1条から第5条に規定するとおりとする。

（甲が寄附を受ける物件）

第1条 乙及び丙は、所有する次に示す土地及び建物を甲に寄附をし、鎌倉市議会の議決を得られた場合には、甲はこれを受けるものとする。

(1) 寄附を受ける土地（地積は公簿による。）

地 番	地 積	地 目	所有者
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番14	2,082.17 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番50	15.85 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番57	307.91 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番98	656.95 m <sup>2</sup>	宅地	乙
33番4	3.30 m <sup>2</sup>	宅地	乙
33番7	91.51 m <sup>2</sup>	宅地	乙
33番12	94.31 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番89	1,556.44 m <sup>2</sup>	宅地	丙
39番20	669.00 m <sup>2</sup>	保安林	丙
26番2	196.45 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番67	81.00 m <sup>2</sup>	公衆用道路	乙



26番74	959.25 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番75	142.19 m <sup>2</sup>	宅地	乙
26番88	1,710.00 m <sup>2</sup>	宅地	乙
39番88	0.89 m <sup>2</sup>	保安林	乙

(2) 寄附を受ける乙所有の建物 (床面積は公簿による。)

所 在	床面積	
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番57	1階	194.27 m <sup>2</sup>
	2階	148.50 m <sup>2</sup>
26番88	1階	267.56 m <sup>2</sup>

2 乙及び丙が所有する前項の土地及び建物に付属する竹木、景石、備品及び什器等についても、甲が寄附を受けるものとする。

(甲が買取りをする物件)

第2条 甲は、鎌倉市議会の議決を得られた場合には、丁所有の次に示す土地及び建物の買取りをするものとする。

(1)買取りをする土地 (地積は公簿による。)

地 番	地 積	地目
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27	1,847.82 m <sup>2</sup>	宅地
26番93	3.42 m <sup>2</sup>	宅地
39番11	178.00 m <sup>2</sup>	保安林
39番27	4,409.00 m <sup>2</sup>	保安林
45番2	347.00 m <sup>2</sup>	山林

(2)買取りをする建物 (床面積は公簿による。)

所 在	床面積	
鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27	1階	750.17 m <sup>2</sup>
	2階	60.75 m <sup>2</sup>
	地下1階	326.85 m <sup>2</sup>

2 丁が所有する前項の土地及び建物に付属する竹木、景石、備品及び什器等については、土地及び建物に付帯するものとして取り扱う。

(買取り価格)

第3条 前条に規定する物件の買取り価格については、甲の諸手続きを経て甲が丁に提示し、両者が協議し確定するものとする。

(施設整備費助成金)

第4条 乙は、鎌倉市議会の議決を得られた場合には、施設整備費助成金として金15億円を甲に納入するものとする。

(宗教施設等)

第5条 「合鋸稲荷」等の宗教関連施設については、第1条及び第2条に規定する土地及び建物の所有権が甲に移転する時まで、乙の責任において合祀又は移転等を完了させるものとする。


(疑義)

第6条 本基本事項合意書に定めのない事項の取扱い又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁において協議し定めるものとする。


以上、本基本事項合意書の成立を証するため、正本を4通作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自保有する。

平成24年 11月 7日

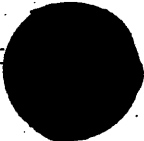
甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇




乙 東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22  
一般財団法人センチュリー文化財団  
理事長 清水 章



丙 東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22  
センチュリーアセットマネジメント株式会社  
代表取締役 今野 裕二郎



丁 [Redacted]  
未成年被後見人 [Redacted]  
未成年後見人 [Redacted]




議案第 87 号

スポーツ事業に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定について

平成22年10月11日、鎌倉市山崎616番地6 鎌倉武道館内で発生した  
スポーツ事業に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め  
る。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額   | 10,089,133円  |
| 2 | 損害賠償の相手方 |  |






議案第 88 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定について

平成24年8月19日、鎌倉市台二丁目8番1号台在宅福祉サービス  
センター敷地内で発生した市有地管理に起因する事故に係る損害賠  
償の額を次のとおり定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額   | 134,020円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 |  |

議案第 89 号

鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例の  
制定について

鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方自治法の一部改正等に伴い、政務活動費の交付について整備  
を行うものである。

## 鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例

鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年3月条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、鎌倉市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、鎌倉市議会における会派（2人以上の議員によって構成され、議長に対し会派結成届を提出して受理されたものをいう。以下同じ。）又は議員に対して交付する。

2 前項の規定による会派に対する政務活動費の交付は、当該会派に属する議員（以下「所属議員」という。）の全てが会派に対する政務活動費の交付を受けることに同意した場合に限り行うものとする。

（交付額）

第3条 政務活動費の額は、会派に対して交付する場合は1月当たり50,000円に所属議員の人数を乗じて得た額とし、議員に対して交付する場合は1月当たり50,000円とする。

2 月の途中で政務活動費の交付を受ける会派が結成され、若しくは解散され、又は所属議員の人数が月の途中で変更された場合における当該会派の当該月の政務活動費の額は、所属議員1人につき50,000円に別表第1に掲げる所属議員としての在職日数の区分に応じ、同表に定める交付割合等に乗じて得た額とする。

3 月の途中で政務活動費の交付を受ける議員となり、又は政務活動費の交付を受ける議員でなくなった場合における当該議員の当該月の政務活動費の額は、50,000円に別表第1に掲げる政務活動費の交付を受ける議員としての在職日数の区分に応じ、同表に定める交付割合等に乗じて得た額とする。

（交付申請）

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、規則で定めるところにより、議長を経由して市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、規則で定めるところにより、その決定した内容を当該申請をした会派の代表

者又は議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとする。

(交付方法)

第6条 市長は、当該年度に属する月分の政務活動費を4月末日までに交付するものとする。ただし、各年度の初日後に、政務活動費の交付を受ける会派を結成し、若しくは政務活動費の交付を受ける議員となり、第4条の規定による申請により交付する場合又は第8条第1項の規定による申請により交付すべき額を増額する場合にあっては、当該申請があった日から30日以内に交付するものとする。

(変更の届出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派（以下「交付会派」という。）の代表者又は政務活動費の交付を受けた議員（以下「交付議員」という。）は、第4条の規定による申請を行った後、当該申請に係る内容に変更が生じた場合は、規則で定めるところにより、議長を経由して市長に届け出なければならない。

(変更の交付申請及び交付決定)

第8条 交付会派の代表者又は交付議員は、前条に規定する場合において、既に交付決定された額を変更する必要があるときは、規則で定めるところにより、当該額の変更について議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第9条 交付会派又は交付議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表第2のとおりとする。

2 交付会派は、当該会派の代表者が適当と認める会派としての政務活動に当該政務活動費を充てるものとする。

(経理担当者)

第10条 交付会派の代表者は、経理担当者（所属議員に限る。）を置かなければならない。この場合において、交付会派の代表者が経理担当者を兼ねることを妨げない。

(収支報告)

第11条 交付会派の代表者又は交付議員は、規則で定めるところにより政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該交付を受けた年度の翌年度の4月末日までに市長及び議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付会派の代表者又は交付議員は、交付会派が解散した場合又は交付議員が議員でなくなり若しくは交付会派に所属した場

合は、当該事実が生じた日以後14日以内に、収支報告書を市長及び議長に提出しなければならない。

3 前2項に規定する市長への収支報告書の提出は、政務活動費の支出に係る領収書の写し等の証拠書類(以下「証拠書類」という。)を添付して行うものとする。

4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類を当該政務活動費の交付に係る年度の終了する日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(会計帳簿等の整理保管)

第12条 交付会派の経理担当者又は交付議員は、政務活動費の収入及び支出についての会計帳簿を調製するとともに、支出に係る領収書等の書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費の交付を受けた年度の終了する日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(交付金の返還)

第13条 交付会派の代表者又は交付議員は、当該交付を受けた政務活動費の額から、当該交付に係る期間における経費に政務活動費を充てた額を控除して残余がある場合は、当該年度の翌年度の4月末日までに、当該残余の額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により、既に交付を受けた政務活動費の額を減ずる決定を受けた交付会派の代表者又は交付議員は、当該決定を受けた日から5日以内に当該減額分を返還しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、交付会派の代表者は、交付会派を解散した場合において、第8条第2項の規定により決定を受けた交付額から、当該会派が解散した日までの間における経費に政務活動費を充てた額を控除して残余があるときは、当該残余の額を当該会派が解散した日以後14日以内に市長に返還しなければならない。

4 前項の規定は、交付議員が議員でなくなり又は交付会派に所属した場合について準用する。この場合において、同項中「当該会派が解散した日」とあるのは、「当該議員が議員でなくなり又は交付会派に所属した日」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費に関する取扱いについて適用し、同日前に改正前の鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費に関する取扱いについては、なお従前の例による。

（特別職報酬等審議会条例の一部改正）

3 鎌倉市特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表第1（第3条）

在職日数	交付割合等
28日以上	$\frac{100}{100}$
21日以上27日以下	$\frac{75}{100}$
11日以上20日以下	$\frac{50}{100}$
4日以上10日以下	$\frac{25}{100}$
3日以下	0

別表第2（第9条）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に必要な交通費、宿泊費、自動車の借上げに係る費用、調査委託費等の経費
研修費	研修会を開催するために必要な、講師謝礼、交通費、宿泊費、印刷製本費、会場の施設に係る費用等の経費又は団体等が開催する研修会への参加に係る費用等の経費
広報費	会派若しくは議員の活動又は市政について市民へ報告し周知するために必要な印刷製本費、通信費、会場の施設に係る費用等の経費
広聴費	市民からの市政又は会派若しくは議員の施策に対する要望、意見等を聴取するために必要な印刷製本費、通信費、会場の施設に係る費用等の経費

要請・陳情活動費	要請又は陳情を行うために必要な交通費、宿泊費、印刷製本費等の経費
会議費	各種会議を開催するために必要な交通費、宿泊費、印刷製本費、会場の施設に係る費用又は団体等が開催する各種会議への参加に係る費用等の経費
資料作成費	会派又は議員の活動に必要な資料の作成に要する印刷製本費、翻訳に係る費用、事務機器のリースに係る費用等の経費
資料購入費	会派又は議員の活動に必要な図書又は資料等の購入費、資料の複写に係る費用等の経費
人件費	会派又は議員の活動を補助する職員を雇用するために必要な経費
事務所費	会派又は議員の活動に必要な事務所の設置又は管理に要する賃借料、維持管理費、備品又は事務機器のリースに係る費用等の経費

議案第 90 号

鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部条例の  
制定について

鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された際に設置する鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部の組織等について定めるものである。



## 鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、鎌倉市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 付 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

議案第 91 号

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

勤勉手当の支給額に人事評価結果を反映するに当たり、勤勉手当の支給割合について整備を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第7項を次のように改める。

- 7 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に $\frac{67.5}{100}$ を乗じて得た額の範囲内とし、当該勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

第17条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

- 8 職務の級が8級の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{67.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{77.5}{100}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{97.5}{100}$ ）」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成25年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

配偶者からの暴力により、父又は母が保護命令を受けた児童等を  
助成対象に追加するものである。

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（同項に規定する被害者である父又は母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童  
付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成25年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、適用日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 93 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の  
制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市腰越子ども会館及び鎌倉市深沢子ども会館を閉館するもの  
である。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鎌倉市七里ガ浜子ども会館	同	七里ガ浜東五丁目3番3号
鎌倉市腰越子ども会館	同	腰越五丁目2番10号
鎌倉市西鎌倉子ども会館	同	津西一丁目16番36号
鎌倉市梶原子ども会館	同	梶原四丁目4番2号
鎌倉市深沢子ども会館	同	寺分436番地2
鎌倉市富士塚子ども会館	同	寺分418番地10

を

鎌倉市七里ガ浜子ども会館	同	七里ガ浜東五丁目3番3号
鎌倉市西鎌倉子ども会館	同	津西一丁目16番36号
鎌倉市梶原子ども会館	同	梶原四丁目4番2号
鎌倉市富士塚子ども会館	同	寺分418番地10

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 94 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の  
制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の位置及び鎌倉市やまさき  
子どもの家「めじろ」の定員を変更するものである。



鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の項中「同 腰越五丁目2番10号」を「同 腰越五丁目7番1号」に改め、同表鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」の項中「40人」を「69人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」の項の改正規定に限る。）は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 95 号

平成24年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第7号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ671,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,464,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		34,640,127千円	△148,035千円	34,492,092千円
	5 市民税	17,480,053	△85,455	17,394,598
	10 固定資産税	13,032,188	△158,837	12,873,351
	15 軽自動車税	101,257	238	101,495
	20 市たばこ税	712,404	122,890	835,294
	30 都市計画税	3,314,223	△26,871	3,287,352
10 地方譲与税		323,000	△4,999	318,001
	8 地方揮発油譲与税	82,000	12,000	94,000
	10 自動車重量譲与税	241,000	△17,000	224,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15 利子割交付金		121,000	△38,000	83,000
	5 利子割交付金	121,000	△38,000	83,000
16 配当割交付金		55,000	28,000	83,000
	5 配当割交付金	55,000	28,000	83,000
19 地方消費税交付金		1,536,000	85,000	1,621,000
	5 地方消費税交付金	1,536,000	85,000	1,621,000
30 自動車取得税交付金		166,000	26,000	192,000
	5 自動車取得税交付金	166,000	26,000	192,000
33 地方特例交付金		137,000	△18,424	118,576
	5 地方特例交付金	137,000	△18,424	118,576
35 地方交付税		1,000	249,000	250,000
	5 地方交付税	1,000	249,000	250,000
40 交通安全対策特別交付金		29,000	△2,000	27,000
	5 交通安全対策特別交付金	29,000	△2,000	27,000

款	項	補正前の額	補正額	計
45 分担金及び負担金		583,786千円	△ 1,077千円	582,709千円
	5 負担金	583,786	△ 1,077	582,709
50 使用料及び手数料		958,012	△ 4,648	953,364
	5 使用料	543,738	△ 986	542,752
	10 手数料	389,574	△ 3,662	385,912
55 国庫支出金		5,851,334	△ 140,951	5,710,383
	5 国庫負担金	4,621,377	74,194	4,695,571
	10 国庫補助金	1,198,531	△ 215,474	983,057
	15 委託金	31,426	329	31,755
60 県支出金		3,108,198	△ 149,770	2,958,428
	5 県負担金	1,417,593	54,180	1,471,773
	10 県補助金	1,355,895	△ 203,951	1,151,944
	15 委託金	334,710	1	334,711
65 財産収入		132,930	△ 79,692	53,238
	5 財産運用収入	28,687	△ 2,068	26,619
	10 財産売却収入	104,243	△ 77,624	26,619
70 寄附金		31,310	△ 14,215	17,095
	5 寄附金	31,310	△ 14,215	17,095
75 繰入金		3,010,741	△ 952,285	2,058,456
	5 基金繰入金	3,008,741	△ 962,682	2,046,059
	10 他会計繰入金	2,000	10,397	12,397
80 繰越金		1,116,186	696,386	1,812,572
	5 繰越金	1,116,186	696,386	1,812,572
85 諸収入		2,075,376	97,210	2,172,586

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 延滞金加算金及び過料	28,001円	42,000円	70,001円
	25 雑入	517,319	55,210	572,529
90 市債		2,200,000	△ 298,800	1,901,200
	5 市債	2,200,000	△ 298,800	1,901,200
歳入合計		56,136,000	△ 671,300	55,464,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		470,724千円	△ 6,308千円	464,416千円
	5 議会費	470,724	△ 6,308	464,416
10 総務費		7,073,977	660,979	7,734,956
	5 総務管理費	5,709,089	694,621	6,403,710
	10 徴税費	812,568	△20,671	791,897
	15 戸籍住民基本台帳費	357,768	△10,067	347,701
	20 選挙費	118,028	△ 2,307	115,721
	25 統計調査費	19,040	△ 223	18,817
	30 監査委員費	57,484	△ 374	57,110
15 民生費		19,265,732	100,405	19,366,137
	5 社会福祉費	9,738,410	179,953	9,918,363
	10 児童福祉費	7,611,138	△ 115,827	7,495,311
	15 生活保護費	1,866,128	36,279	1,902,407
20 衛生費		5,799,735	△ 259,518	5,540,217
	5 保健衛生費	1,545,165	△23,665	1,521,500
	10 清掃費	3,956,063	△ 234,491	3,721,572
	15 環境対策費	298,507	△ 1,362	297,145
25 労働費		159,132	4,148	163,280
	5 労働諸費	159,132	4,148	163,280
30 農林水産業費		710,942	△ 188,830	522,112
	5 農業水産業費	710,942	△ 188,830	522,112
35 商工費		637,563	△11,203	626,360
	5 商工費	637,563	△11,203	626,360
40 観光費		185,088	△ 697	184,391
	5 観光費	185,088	△ 697	184,391

款	項	補正前の額	補正額	計
45 土木費		8,185,184千円	△ 724,438千円	7,460,746千円
	5 土木管理費	1,490,541	△ 7,374	1,483,167
	10 道路橋りょう費	770,978	△16,598	754,380
	15 河川費	86,406	△ 1,751	84,655
	20 都市計画費	5,631,911	△ 690,934	4,940,977
	25 住宅費	205,348	△ 7,781	197,567
50 消防費		2,811,822	△ 9,683	2,802,139
	5 消防費	2,811,822	△ 9,683	2,802,139
55 教育費		5,044,485	△ 176,789	4,867,696
	5 教育総務費	1,314,251	3,258	1,317,509
	10 小学校費	1,118,416	△29,314	1,089,102
	15 中学校費	482,688	△26,822	455,866
	20 社会教育費	1,776,127	△ 123,051	1,653,076
	25 保健体育費	353,003	△ 860	352,143
60 公債費		4,697,807	△39,007	4,658,800
	5 公債費	4,697,807	△39,007	4,658,800
65 諸支出金		1,043,809	△20,359	1,023,450
	5 土地開発公社費	1,043,809	△20,359	1,023,450
歳 出 合 計		56,136,000	△ 671,300	55,464,700

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター基幹的設備改良事業	千円		千円	千円		千円
				24	52,000		24	52,000
			3,281,000	25	1,302,000	3,256,000	25	1,292,000
			26	1,927,000		26	1,912,000	



第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	腰越子ども会館・子どもの家移転事業	千円 1,673
15 民生費	10 児童福祉費	腰越子ども会館・子どもの家耐震改修設計事業	5,000
15 民生費	10 児童福祉費	私立保育所助成事業	7,500
30 農林水産業費	5 農業水産業費	腰越漁港改修整備事業	137,525
45 土木費	5 土木管理費	公共建築物耐震診断事業	15,374
45 土木費	10 道路橋りょう費	トンネル点検事業	8,211
45 土木費	20 都市計画費	深沢地域取得済用地土壌汚染対策処理等事業	15,210
45 土木費	25 住宅費	市営梶原住宅第3号棟外壁等改修事業	24,000
55 教育費	10 小学校費	第一小学校屋上安全柵設置事業	11,445
55 教育費	15 中学校費	御成中学校特別支援学級避難通路スロープ設置事業	8,757

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 114,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 121,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
清掃施設整備事業費	39,700	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
漁港整備事業費	134,300	同上	同上	同上	92,800	同上	同上	同上
都市計画事業費	1,138,400	同上	同上	同上	942,600	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	97,500	同上	同上	同上	100,900	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	110,200	同上	同上	同上	72,800	同上	同上	同上
史跡保存事業費	75,600	同上	同上	同上	80,900	同上	同上	同上
合計	2,200,000				1,901,200			

議案第 96 号

平成24年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第8号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,595,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
75 繰入金		2,058,456千円	120,010千円	2,178,466千円
	5 基金繰入金	2,046,059	120,010	2,166,069
85 諸収入		2,172,586	10,690	2,183,276
	25 雑入	572,529	10,690	583,219
歳 入 合 計		55,464,700	130,700	55,595,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		19,366,137千円	120,010千円	19,486,147千円
	10 児童福祉費	7,495,311	120,010	7,615,321
55 教育費		4,867,696	10,690	4,878,386
	25 保健体育費	352,143	10,690	362,833
歳 出 合 計		55,464,700	130,700	55,595,400

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	大船第二子ども会館・ 子どもの家移転事業	千円 25,010

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
( 仮 称 ) 山 崎 ・ 台 峯 緑 地 土 地 買 収 費	平成24年度から 平成28年度まで	千円 62,000

議案第 97 号

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計  
補正予算（第3号）

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,066,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金		4,500千円	5,728千円	10,228千円
	5 負担金	4,500	5,728	10,228
15 国庫支出金		795,670	△46,840	748,830
	5 国庫補助金	795,670	△46,840	748,830
20 県支出金		31,927	△12,266	19,661
	5 県補助金	31,927	△12,266	19,661
25 繰入金		2,456,400	△150,900	2,305,500
	5 他会計繰入金	2,456,400	△150,900	2,305,500
30 繰越金		98,400	89,299	187,699
	5 繰越金	98,400	89,299	187,699
35 諸収入		14,967	13,079	28,046
	10 貸付金元金収入	9,790	△6,484	3,306
	15 雑入	5,167	19,563	24,730
40 市債		2,382,100	△147,400	2,234,700
	5 市債	2,382,100	△147,400	2,234,700
歳 入 合 計		8,315,900	△249,300	8,066,600

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		1,795,508円	△77,300円	1,718,208円
	5 下水道総務費	1,795,508	△77,300	1,718,208
10 事業費		2,007,692	△142,000	1,865,692
	5 下水道整備費	2,007,692	△142,000	1,865,692
15 公債費		4,507,700	△30,000	4,477,700
	5 公債費	4,507,700	△30,000	4,477,700
歳 出 合 計		8,315,900	△249,300	8,066,600

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業（梅田川排水区）	千円 12,648

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 2,382,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 2,234,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 98 号

平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅  
東口市街地再開発事業特別会計  
補正予算（第2号）

平成24年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		155,305千円	△76,520千円	78,785千円
	5 他会計繰入金	155,305	△76,520	78,785
15 繰越金		2,066	14,620	16,686
	5 繰越金	2,066	14,620	16,686
歳 入	合 計	179,000	△61,900	117,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業費		177,000円	△61,900円	115,100円
	5 事業費	177,000	△61,900	115,100
歳 出 合 計		179,000	△61,900	117,100

議案第 99 号

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第4号）

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,500,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 国庫支出金		3,349,134千円	△30,890千円	3,318,244千円
	5 国庫負担金	3,298,974	△31,808	3,267,166
	10 国庫補助金	160	855	1,015
	15 国庫交付金	50,000	63	50,063
25 療養給付費交付金		668,746	△63,000	605,746
	5 療養給付費交付金	668,746	△63,000	605,746
27 前期高齢者交付金		4,689,466	350,481	5,039,947
	5 前期高齢者交付金	4,689,466	350,481	5,039,947
30 県支出金		690,474	135,406	825,880
	5 県補助金	558,964	135,406	694,370
40 繰入金		1,794,401	△16,863	1,777,538
	5 他会計繰入金	1,794,400	△16,863	1,777,537
45 繰越金		104,500	426,066	530,566
	5 繰越金	104,500	426,066	530,566
歳 入	合 計	17,699,000	801,200	18,500,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		246,157千円	△ 3,200千円	242,957千円
	5 総務管理費	140,787	△ 3,700	137,087
	10 徴収費	104,587	500	105,087
10 保険給付費		12,123,209	431,850	12,555,059
	5 療養諸費	10,839,217	415,850	11,255,067
	10 高額療養費	1,190,254	16,000	1,206,254
12 後期高齢者支援金等		2,339,751	164,249	2,504,000
	5 後期高齢者支援金等	2,339,751	164,249	2,504,000
17 介護納付金		979,629	79,629	1,059,258
	5 介護納付金	979,629	79,629	1,059,258
30 諸支出金		97,683	128,672	226,355
	5 償還金利子及び還付加算金	97,683	128,672	226,355
歳 出 合 計		17,699,000	801,200	18,500,200

平成24年度鎌倉市介護保険事業  
特別会計補正予算（第3号）

平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,648,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 介護保険料		2,789,593円	△76,500円	2,713,093円
	5 介護保険料	2,789,593	△76,500	2,713,093
15 国庫支出金		2,757,278	△15,871	2,741,407
	5 国庫負担金	2,298,727	△13,736	2,284,991
	10 国庫補助金	458,551	△2,135	456,416
20 県支出金		1,920,442	60,432	1,980,874
	5 県負担金	1,861,045	18,586	1,879,631
	10 財政安定化基金支出金	22,112	43,248	65,360
	15 県補助金	37,285	△1,402	35,883
25 支払基金交付金		3,852,085	1,991	3,854,076
	5 支払基金交付金	3,852,085	1,991	3,854,076
30 財産収入		932	13	945
	5 財産運用収入	932	13	945
40 繰入金		2,011,209	87,973	2,099,182
	5 一般会計繰入金	1,965,700	△14,100	1,951,600
	10 基金繰入金	45,509	102,073	147,582
45 繰越金		10,095	249,062	259,157
	5 繰越金	10,095	249,062	259,157
歳 入 合 計		13,341,700	307,100	13,648,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		329,263千円	△14,563千円	314,700千円
	5 総務管理費	329,263	△14,563	314,700
10 保険給付費		12,799,300	14,922	12,814,222
	5 介護サービス等諸費	12,799,300	14,922	12,814,222
12 地域支援事業費		201,801	△7,694	194,107
	5 地域支援事業費	201,801	△7,694	194,107
25 基金積立金		1,732	239,218	240,950
	5 基金積立金	1,732	239,218	240,950
30 諸支出金		9,404	75,217	84,621
	5 償還金及び還付加算金	9,404	75,217	84,621
歳 出 合 計		13,341,700	307,100	13,648,800

議案第 101 号

平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第2号）

平成24年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,574,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,546,615千円	166,050千円	2,712,665千円
	5 後期高齢者医療保険料	2,546,615	166,050	2,712,665
10 繰入金		1,665,048	74,864	1,739,912
	5 一般会計繰入金	1,665,048	74,864	1,739,912
15 繰越金		2,000	93,786	95,786
	5 繰越金	2,000	93,786	95,786
歳 入 合 計		4,239,300	334,700	4,574,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		101,284千円	△ 4,800千円	96,484千円
	5 総務管理費	101,284	△ 4,800	96,484
10 広域連合納付金		4,123,016	329,103	4,452,119
	5 広域連合納付金	4,123,016	329,103	4,452,119
15 諸支出金		13,000	10,397	23,397
	10 繰出金	1,000	10,397	11,397
歳 出 合 計		4,239,300	334,700	4,574,000





交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年5月1日、鎌倉市大町五丁目12番8号先路上で発生した、  
環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の軽貨物自動車  
による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専  
決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額   | 270,676円  |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <br> |
| 3 | 処分の日     | 平成25年1月8日   |

報告第 21 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年6月15日、鎌倉市大町三丁目3番4号先路上で発生した、  
消防本部鎌倉消防署所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠  
償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額   | 45,000円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <br> |
| 3 | 処分の日     | 平成25年1月8日   |

報告第 22 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年10月9日、鎌倉市扇ガ谷四丁目16番10号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額   | 33,600円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <br> |
| 3 | 処分の日     | 平成24年11月27日   |

報告第 23 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年12月11日、鎌倉市小袋谷二丁目5番6号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額   | 15,271円   |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <br> |
| 3 | 処分の日     | 平成25年1月25日  |